

カーボンフットプリント制度試行事業Ⅱ 意見公募結果報告書

報告日	2011年8月17日				
意見公募実施期間	2011年8月11日 ~ 2011年8月17日				
PCR原案受付番号	PDE-105				
製品の属する分類	産業用フィルタ				
計画実施事業者等					
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	表題 1 など	適用範囲	「フィルタ」は中間財ではないか。 「(ファン式)空気清浄機 (Air purifier)」という商品群が最終消費財で、そのパーツではないか。		本PCRでは、最終消費材を対象とします。 本PCRではビルディング、工場、事務所などの送風や排気システムの装置として扱われる製品を想定し、単体として評価されることから最終消費財と考えます。
2	タイトル 1 2	適用範囲 製品の定義	適用範囲で「フィルタ」を対象としているが、「エアフィルタ」に限定したPCRであるので、タイトルが適切ではない。	フィルタは、あまりにも広範囲すぎて、エアフィルタへ繋がりにくいと思う。 経済産業省殿から可能な限り広い範囲のPCRと指導があったと思うが、PCRの内容が限定的なので、適切な名称に修正いただきたい。タイトルだけ、見かけ上の範囲を広くするのは適切ではないと思う。	「産業用フィルタ」に変更します。
3	1 2-1	適用範囲 製品の属する分類説明	対象としているのは「フィルタ」ではなく「エアフィルタユニット」と、正確に規定すべきである。	(2-1)の説明定義よりそう読み取れる。	「エアフィルタユニット」はエアフィルタの単体と定義されていることから総称としては「エアフィルタ」が望ましいと考えます。 説明文でユニットの表現は望ましくありませんでしたので装置に変更します。
4	2-2 4⑩	対象とする構成要素 用語および定義	対象品における「副資材」とは何か。		洗浄剤、ウエスなど工程上で消耗する資材を想定し、8-1項に記入します。
5	3	引用規格およびPCR	「容器包装」のPCRを引用すべきである。 引用しないなら、合理的な理由を述べる必要がある。	梱包材を構成要素としており、多用しているはず。	PA-BB 紙製容器包装(中間財)とPA-BC プラスチック製容器包装を引用することとします。
6	3	引用規格およびPCR	JISB9908を引用しているが、正確な名称を使用すべきである。 梱包材も対象となっているので、容器包装のPCRを引用すべき(「紙製容器包装(中間財)」、「プラスチック製容器包装」等)。 また、説明書類も対象となっているので、「出版・商業印刷物(中間財)」PCRも引用するのがよい。	「換気用エアフィルタユニット-換気用電気集塵器の性能試験方法」 「認定PCRの引用及び検証済みCFPPデータの利用について」を参照すること。	正式名称に訂正します。 PA-BB 紙製容器包装(中間財)とPA-BC プラスチック製容器包装を引用することとします。 説明書類については、評価を行った結果、総GHG排出量に対する寄与が低いため対象から外しました。
7	4	用語および定義	「⑬リサイクルの準備プロセス」で解体と粉砕が含まれているが、これはリサイクルの準備プロセスより先のプロセスではないのか。	リサイクルの準備プロセスは圧縮や梱包だと考えられるため、解体や粉砕は含まないのではないか。	「選別等のプロセスまで」に変更します。
8	4①	用語および定義	「エアフィルタ」ではなく「エアフィルタユニット」ではないか。	定義文書よりそう読み取れる。	「エアフィルタユニット」はエアフィルタの単体と定義されていることから総称としては「エアフィルタ」が望ましいと考えます。
9	4⑤	用語および定義	「接着剤」→「接着材」	他と不整合	「接着材」に統一します。
10	5-2	ライフサイクル段階	当該製品は、「最終消費財」ではなく、「中間財」である。 原案作成者の規定する3段階は、すべて「原材料調達段階」に含まれる。 そのなかで、「エアフィルタユニットの原材料調達段階」、「エアフィルタユニットの製造段階」および「エアフィルタユニットの輸送段階」の3つのサブステージに分けて整理するといふ。	・「最終消費財」は「空気清浄機」ではないか。 ・DIYや通販等で、消費者が直接入手する場合は相当程度あるなら、「最終消費財」の規定を盛り込んでよい。 ・PCR「PA-BC:プラスチック製容器包装」を参照	意見番号1と同じです。
11	8-2 8-3	データ収集項目 一次データ収集項目	原材料の投入量は原材料調達段階で計上済みなため、この項には記載不要。	生産段階で投入される量は生産工程で収集するためこの様な記載がされているのかもれないが、検証書類には生産段階での投入量の記載は必要ないと考えられるため、生産段階での記載は必要ない。残念ながら多くのPCRで未だにこの様な表記がされています。原材料調達段階で計上しなければならないのは、(原材料の単位重量当たりのGHG排出量)×(生産段階での原材料の投入量)です。よって、原材料調達段階で記載し、ダブルカウントを防ぐためにも、生産段階では記載しないが、あるべき姿だと思います。PCR認定も試行事業の最後になるとは思いますが、この点について、経済産業省殿およびPCR認定委員会の見解をお聞きいただき、PCR修正に反映いただきたいと思う。	ご指摘の通り削除します。

意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
12	7-1~7-3 8-2①、②、③ 8-3①、②		「原材料の投入量」が「ダブルカウント」になっている。 8項の投入量は削除すべきである。		意見番号11と同じです。
13	9-2 9-3 附属書A	データ収集項目 一次データ収集項目	本文9項では、梱包材を対象としているが、ライフサイクルフロー図では対象外としており、不整合である。	フロー図を修正すべきですが、そもそも生産工場で梱包材を投入するのが一般的だと思うので、輸送のための梱包材は生産段階で計上すべき。	ご指摘の通り修正します。
14	10 11	使用・維持管理段階に適用する項目 廃棄・リサイクル段階に適用する項目	「中間財」では対象外のステージではないか。		「最終消費財」として作成しています。
15	11	3項で容器包装のPCRを引用し、廃棄・リサイクル段階は各種容器包装のPCRに従うべき。	3項で容器包装のPCRを引用し、廃棄・リサイクル段階は各種容器包装のPCRに従うべき。	シナリオ等は容器包装のPCRで詳細に決めている。11-5 ③項のような実情に合わないシナリオを設定してはいけない。	PA-BB 紙製容器包装(中間財)とPA-BC プラスチック製容器包装を引用することとします。
16	11-5 ②	シナリオ	使用済みエアフィルタの処理シナリオについて、ワーストケースを想定して、「100%埋立処理」としているが適切でない。	金属やガラス繊維等は埋立でもよいが、プラスチック、紙等の燃える素材については、焼却のシナリオとすべきです。埋立では明らかに過小評価になります。本PCRの原材料調達段階では素材については何も言及していませんので、あらゆる素材を想定しなければなりません。本PCR申請者が製造している製品で、使っていないの判断で決めるべきではないと思う。	100%焼却を基本とする内容に変更します。
17	附属書A		「システム境界」の名称が表記されていない。		記載します。
18	附属書A		④、⑤は「中間財」では不要である。		「最終消費財」として作成しています。
19	附属書C		積載率のシナリオは高すぎないか。 特に、廃棄・リサイクル段階はあり得ない数値		ありうる低めの積載率を設定することとし、25%を採用することとします。
20	附属書D D3		不要である。	シナリオ使用による「過小評価」を避けるため、“あり得る低めの積載率”を設定するのが基本的な考え方ではないか。	ご指摘の通り削除します。
21	附属書C 附属書D D.2		附属書C 生産段階での中間輸送シナリオで、輸送手段を4トントラックに設定しているが、輸送シナリオ設定の考え方D.2と不整合である。	輸送シナリオ全体の見直すこと。考え方を無視するなら、附属書Dは不要。	ご指摘から内容を見直し、削除します。

※1 いただいた御意見のうち、本PCRに関係するもの以外については掲載しておりません。

※2 「考え方」については、報告日におけるものです。(PCRについては、その後のPCR認定委員会の審査を踏まえ、さらなる修正がなされることがありますので、あらかじめご了承ください。)

以上